

令和 5 年 7 月

丸亀市農業委員会定例総会

議 事 録

令和 5 年 7 月 1 9 日開会

丸亀市農業委員会

令和 5 年 7 月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和 5 年 7 月 1 9 日（水）午前 9 時 3 0 分～午前 1 0 時 4 5 分

開催場所 丸亀市役所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 会議室

出席委員 1 6 人

農業委員 1 6 人

1 大西 貴久	2 宮武 雅毅	3 尾野 弘季	4 石井 廣喜
5 横井 英明	6 葛原 忠嗣	7 大口 年昭	8 高吉 和博
9 久米 彰義	10 松岡 正雄	11 松岡 繁	12 平池 收
13 谷本 公紀	14 登倉 賢仁	15 大林 孝行	16 松下 孝江

農地利用最適化推進委員 2 3 人

1 元木 繁雄	2 長岡 正一	3 川西 克	4 一
5 小松 保博		7 内田 久夫	8 楠 和治
9 大橋 正長		11 吉田 一美	12 川向 進
13 渡邊 秀信	14 一		16 岡原 徹
	18 遠城 昌宏	19 喜來 聖則	20 宮本 政信
	22 宮瀧 博泰	23 松永 哲之	24 新居 俊孝
25 竹田 久義	26 秋山 悦郎	27 土居 修二	28 平田 正男
29 谷渕 繁夫	30 谷本 憲司		

欠席委員 5 人

農業委員 0 人

農地利用最適化推進委員 5 人

6 坂井 清照 10 豊嶋 光治 15 山地 正詞 17 増田 澄
21 津郷 憲一

農業委員会事務局出席者

事務局 長	谷本 孝二
事務局 次長	大西 良明
主 査	岩崎 正英
主 査	中山 弘美
副 主 任	山口 凌生

その他の出席者

副 市 長	横田 拓也
-------	-------

議事日程

農政に関する議題

1. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. 農政の動きと農業委員会組織をめぐる情勢について
3. その他

土地に関する議題

議案第 34 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 35 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 36 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 37 号	農用地利用集積計画の決定について
議案第 38 号	非農地証明願について
議案第 39 号	許可後の事業計画変更申請について

報告

報告第 18 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 19 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について
報告第 20 号	許可後の取消願について

●事務局長（谷本孝二君）

おはようございます。

定刻が参りましたのでただいまから令和５年７月の農業委員会定例総会を開催いたします。

本日お配りしています資料は、総会の次第と会長が出席されました産業振興会議での発言、経営発展支援セミナーの開催の３種類となっています。

あと事前に送付しております議案等書類もお出してください。

農業委員会活動記録につきましてはこれまで同様、記録漏れのないようにお願いをいたします。

携帯電話につきましては電源をお切りになるかマナーモードの設定でよろしくお願いします。

それではただいまから令和５年７月定例総会を開催いたします。

それでは、会長よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

皆さんおはようございます。

私たち農業委員、また推進委員の任期もいよいよ今日までになりまして、今日はもう最後の総会ということになりました。

皆さんがコロナのなかで、大変ご苦労いただきましたことを改めてお礼申し上げたいと思います。

そういうことで、今日はいわば、皆さんの卒業式ということで、市の方から、横田副市長さんがお見えをいただいております。この後またご挨拶をいただきたいと思います。副市長さんどうもありがとうございました。

丸亀市では、産業振興条例と言うのを作っておりまして、これに基づきまして、産業振興計画というのを５年に一度作っております。そのうち中間年、毎年、毎年計画が行政できちんと執行できたかどうかを、委員さんがチェックするのですが、その委員さんが２２名おられまして、半分女性だということで、丸亀の女性は素晴らしいなという気がいたしております。ただその中で、私は農業委員会また、再生協議会の会長という充て職で出席をしております。それから農協から１人派遣されております。農業分野に詳しいのは、その２人だけで、あとは松下委員さんも入っているのですが、まだまだ農業分野では、今ひとつというところもございますので本当にこの農業関係、この振興推進協議会の中で大丈夫かなというところを気持ち常々思っていたところでございます。

今日も朝、部長さんにお会いして、産業振興会議の中で農業分野、漁業分野が弱いのではないかというお話をしてきたところでございます。

そういうことで、皆さんのお手元へ会議で私が発言したメモを、用意しておりますのでちょっと見ていただいたらと思います。

最後の会議ということで、議題になかったのですが、この際、農業関係の私の思いをまとめて発言をさせていただきました。

上から五、六行目ですが、今日は、小学校でバケツ稲による稲づくりと田植えの指導を行いました。その前段で毎年ですが、農業と食物の大切さというのをお話ししました。

子供たちに、今日朝ご飯食べたかと聞きました。そしたら皆さん食べたということで、世界では80億人の人口はいるけれども、一割の8億人がお腹を空かしておる。皆さん日本に生まれてよかったなというお話をしました。

さらに、今日朝何を食べてきたかということを知りました。

お米のご飯、パンのご飯、それぞれ手を挙げてもらったのですが、パンのほうが若干多かったです。栗熊のような農業地帯でさえ、ご飯でなくして、パンの方が多かったということで私もびっくりしたところでございますが、そこで外国に比べると、日本は山国ですから、農産物が作りにくく外国に比べると価格が高くなると、そこでスーパーへ行った時に、日本の高い食品と外国の安い食品が並んでいたらどっちを買いますかという質問をしたら、子供たちは答えませんでしたので、担任の先生にどっちを買いますかと聞いたら、先生は安い方を買うと言われました。

先生は正直だなというふうに思ったところでございます。

スイスという国がありますが、そこは食料自給率が50%あまりということで、日本より高いのですが、それでも食料安全保障というのを憲法に書き込まれておると、まだ小さな子供でも少し高くても、自国の食物を買うという意識を植え付けているということを、ある本に書かれておりました。

しかし日本では安い外国産を選ぶ人がほとんどだというふうに思います。

食料安全保障のためにも、日本産を選ぶということにより、農家が守られ、不測の事態に対応できるという、食農教育というのが大切だというふうに思います。さらには子供だけでなくして、先生の食と農に対する教育も必要だろうし、さらに、消費者の意識改革というのが必要だろうと思ったところでございます。

もう一つは、世界が今不安定な要素が高まっております。

感染症、また戦争、異常気象などが高まっております、今ウクライナで、また輸出できない状況になっているようでございますが、日本が進めてきたグローバル化、これは万能ではないということが証明されております。

そういう中で、日本の食料自給率は38%で本当に危険な水域にございます。

不測の事態に備えて、食料自給力を高める、もしくは、高めるまでいかなくても維持するためには、まず土地が必要ですし、労力が必要です。

しかし、土地は宅地開発が、どんどん進んで転用され、高齢化による遊休農地化も進んでおります。さらに、地域を支えてきた中小家族農業のほとんどがもう赤字経営ということで、コンバインやトラクターなどの機械が壊れるか、また、自分が高齢になって体が壊れるか、どちらが壊れるのが先かということで、後継者がいないので、その時に農業辞めたいという人がほとんどでございます。

なぜ、後継者が育たないのかというまでもなく、米価が安いからです。

兼業農家は、米を作るしかありません。米を作ることによって、農地を守り水稻を作っていたのですが、価格が安くて再生産ができない。もう、我慢も限界に達したということだと思います。

そこで、米生産統計調査により、どのくらい安いのかというのを皆さんに説明をしました。その統計資料につきましては、皆さんに何ヶ月か前にご説明をしたわけですが、多分その資料を見ていただいて、産業振興推進委員の皆さんも米というのはもっと高いのが通常だなというのが分かっていたのではないかなというふうに思っております。

では、日本の農業、食料農業農村を守るためにはどうしたらいいのかということは、重要なのは国の進める新規就農者の支援、新規就農者の支援というのは、丸亀では、去年4人ぐらい新規就農したらしいです。

この会議で、農水課長さん来ていたので言ったのですが、多くの皆さんが農家をやめると言っているのに、4人ぐらい新規就農者ができたことで、できたできたと言っていたのではいけないだろうという話をしました。

そういう中で一つは、地域農業を守っている中小家族農業を離農させないような施策が必要ではないかと。

二つ目は、食料自給率を上げるというのが、農業サイドでいくら合理化してももう限界にきておりますので、これはもう消費者の意識にかかっているということ。

三つ目は、行政は、丸亀市の農林水産課とか県もありますが、国の補助金の下請けの業務でなくして、自ら考えた自治体農政というのを推進する必要があると思います。木を見て森を見ずという諺がありますけれども、そういうことにならないように、農業農村、農家が、将来にわたり継続できるような地域政策を重視していただきたいと、そういうお話をしたところでございます。

最初に戻りますけれども、本当に私たちの任期3年中はコロナと、もうずっとコロナの関係でございました。

忘年会を毎年1回、任期中3回開催して、皆さん交流を図っていたのですが、それもできなかったということで、名前は覚えてけど顔と一致しないとか、また研修についても毎年1回、県外研修に行っていたのですが、任期中2回しかできなかったことなどで、交流ができなかったこと。

また、農家の皆さんとの会議を開いて意見交換をする会もできなかったということが非常に残念でございます。

これから皆さんどこかで、お会いしたときには、お互いに声をかけ合っていて、これからの農業を後押ししていただければというふうに思います。

少々長くなりましたが、最後の挨拶とさせていただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

●事務局長（谷本孝二君）

会長ありがとうございました。

会長のご挨拶の中にもありましたが、本日、お忙しい中、横田副市長さんがお見えになっております。皆さんの任期最後にあたりまして、横田副市長さんの方からご挨拶をたまわりたいと思います。よろしくお願いします。

●副市長（横田拓也君）

皆さん改めましておはようございます。

副市長の横田でございます。

ただいま冒頭、松岡会長さんの方より大変意義深いご提言を賜りました。

今後の丸亀市の市政の参考にさせていただきたいと思っております。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、3年間という任期中、農地を守り農業を支える立場として、積極的にご活動をいただきましたこと、心からの敬意と感謝を申し上げます。

また日頃より、農業行政のみならず、市政全般にわたって並々ならぬご理解とご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして、重ねて厚く御礼を申し上げます。

現在の農業経営を取り巻く環境は、先ほど松岡会長からもご紹介ありましたけれども、農家数や農地面積等の減少、後継者不足に加えて、農業資材等の高騰などが重なりまして、一段と厳しさを増しております。

特に本市の基幹作物である、米麦類については、大幅な価格下落となるなど、再生産価格が担保できずに、生産意欲の低下による作付面積の減少は、離農に拍車がかかるのではないかとといった懸念もされているところでございます。

一方、国内での食糧需給の大切さはもとより、農作物の生産といった側面だけではなく、農地の持つ多面的な機能維持の重要性などが見直されてきております。

こうした状況の中、委員の皆様におかれましては、農地利用の集積や集約化を始め、遊休農地の発生防止や解消のために、日々、ご活躍をいただきました。

この度、任期を終えられる多くの委員の皆様には、どうか今後とも、農地の有効利用にご配慮いただき、ご指導ご鞭撻を賜りますとともに、何より、農地経営の第一人者として、引き続き丸亀市の農業の活性化のため、ご活躍のほどよろしくお願いを申し上げます。

結びに本日ご臨席の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、甚だ簡単でございますけれども、お礼の挨拶に代えさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

●事務局長（谷本孝二君）

横田副市長さんありがとうございました。

横田副市長につきましては、この後公務がありますので、申し訳ございませんがここで、退席をさせていただきたいと思います。ご了承いただけたらと思います。

それでは引き続きまして総会の方入らせていただけたらと思います。

会長の方でよろしくお願いいたします。

はい。

それでは議事に入らせていただきますそれでは、議事を進めさせていただきます。

本日の出席委員は16人で、全員の方が出席されておりますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。

本日の議事録署名委員は6番の葛原委員と、8番の高吉委員にお願いをいたします。農政に関する議題に入りたいと思います。

本日の提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

失礼いたします。農政に関する議題です。

議題1「その他」です。以上、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

審議の方よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

それでは議題1その他で、議題はあるでしょうか事務局。

●事務局長（谷本孝二君）

その他ということで、会長の方からまた、何人かの委員さんのから地域計画がどうなっているのかというご意見がありまして、本日、農林水産課の造田担当長にご出席をいただいています。

今までの経緯なり、今どこまでできているのかなど、簡単な概要にはなるんですが、造田担当長の方から説明をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

質疑資料はないのですか。

●事務局長（谷本孝二君）

資料はないです。

●農林水産課農政担当長（造田忠彦君）

失礼いたします。農林水産課の造田と申します。

地域計画について、今までの概要を説明させていただきます。

まず、地域計画とは、令和5年4月に改正農業経営基盤促進法等が施行され、人農地プランが地域計画として法定化されました。

令和6年度末、令和7年3月31日までに策定するものということになります。

地域計画を策定する目的ですが、将来の地域農業のあり方と将来の農地利用のあり方を決める。将来の農地利用のあり方は10年後に誰がどの農地を担うかを取り決める。農地の集積に加え集約化を進めることになっています。

農業委員会に今後お願いすることとしまして、「目標地図」10年後に目指すべき農地利用の姿の素案の作成、地域の話し合いへの参加になります。

現在の進捗状況についてですけれども、香川県の方へタイムスケジュールを提出しているのですが、6年度末の完成から逆算したものをスケジュールにしたもので、詳細な内容については現在のところは未定であります。

モデル地区については、県が普及センターの職員を動員して地域での話し合いなどを進めていくことになっています。

丸亀市では地域計画の概要が決まってない中で地区選定は難しいと回答していたのですが、普及センターからの提案により、基盤整備の実施地区をモデル地区として報告したものであります。

具体的には、現在の人・農地プランの地区名の綾歌地区になります。

今の状況はこのような状況であります。以上になります。

●事務局長（谷本孝二君）

会長すいません。この案件につきましては、昨年私が農林水産課長の時代にお話を随分させていただいた部分になりますので、私の方から補足をちょっとさせていただいてよろしいですか。

今、造田担当長の方からお話ありましたが一応人農地プランから地域計画に令和6年度末をもって、計画を変えないといけないということで、国から法律改正の際に指示を受けています。実際のところ内容がまだ不透明な部分が多すぎて、地元なりその担い手をどうのような扱いにするかというのが、まだ県なり、国の段階でも未定稿な部分がたくさんありまして、市の方としての方向づけがまだできてない状況になっています。その状態の中で地域計画を作りますと、今利用権設定で多い月でしたら百何十件ほど申請があると思いますが、地域計画では、10年後耕作する人の名前がないと、利用権設定ができないことになるなど、慎重にしないと、後々農家の皆さんに与える影響が大きいということで、今まだ普及センターなりと相談しながら、国の動向を見ているのが現状でございます。

最終的に、方向性が決まった段階で、農業委員の方に相談して目標地図の素案を作らないといけないので、その時点での農地の貸借等、農地の状況を確認させていただくことになると思います。その状況に基づいて素案を作成し、その素案に基づいて、今後地元の説明会とかに入っていきますので、今まで報告がないっていうのは、農業委員さんの皆さんに報告できるような内容が全くなかったということでご了承いただけたらと思います。よろしくお願いします

●副会長（宮武雅毅君）

今の件だけだね。結局、私の集落35戸あるのですよ。

実際に田んぼをしている農家数は4戸です。35戸中、4戸。それから、隣の集落に原地域があるのだけだね、ここも27戸あって、実際田んぼしているのは、4戸だと。この調子で引いていくと。本当に農家をやっている人も非常に少なくなってくると、これでは農機具がなくなればどうにもならない。例えば、法人がたくさん農機具持っていると、その法人の農機具を借りて、例えば3戸のところの代掻きを全部そこでやってもらうとか、そういうふうな有効活用的なものを考えないかという、そのような話し合いの場合、とにかく早くもつ、早くもって、早く実行する資料を作ってから、よもよもしていたのではどうにもならないのではないかと。

話し合いの場を作って、どういうときにどういう問題があるのかということを

協議すべきであると思うのですが、局長どうでしょうか。

●事務局長（谷本孝二君）

農業委員会の方でアンケート調査をした結果、8割の方がもう農業ができないという回答になっています。

その中で、地元の説明会をしたところで、出来ない意見ばかり出て、そこから先に向いての話がなかなか出てこないのではないかと、そうなったときに、今の兼業農家含めて、どういう形でその地域のあり方をしていかないといけないか、それに合わせて、国の補助金がもらえる状況なり、貸借ができるような状況っていうのを大事にしてないと、計画はとりあえず作ったが、何かあるたびに計画を見直さないといけない状況が出てきますので、その細かい国の方針が今出てきていない状況です。国のこれからの施策が分からない中で話し合いをしても、もういっぺん話し合いの場を持たないといけない可能性が出るので、目標地図があったほうが、話はし易いのですけれども、地図がない中でも方向性が見えれば、話し合いを進めていかないといけないということで、後任の方には引き続いておりますので、よろしくお願いします。

●副会長（宮武雅毅君）

それでね、結局は話し合いしても話にならんから話し合いを回そうということでは、話が前に進んでいかない、どこに問題があるのかという話し合いをすると必要があると思います。

●事務局長（谷本孝二君）

それも分かっているのですが、要はそのできないからやらないっていうんじゃなくて、できないのであれば、こういう方法でやれば国の施策にも対応できるし、対策も今後できるという案ができない状況です。

まだ、事務局の案ではその国の制度に合わないので、その部分を合わさないと計画自身が成り立たなくなるので、その部分のすり合わせを現在、作業している状況です。

●会長（松岡繁君）

3年前にコロナの前になりますけど、各委員さん頑張ってもらって、1人だいたい100戸位前後を回りました。地区によっては、100%終わったというところもございますが、丸亀全体では90%の終わっておりますので、素案を作るという準備はそれにパソコン入れておりますから、地図にはすぐ落とせるのではないかとこのように思います。

私もその地図を持って、各地域で出かけて、少なくともコミュニティー単位ぐらいでは、会議を開いて、皆さんの意見をいろいろ聞きたい。

県とか国とか、いろんなところで話を聞きますと、やっぱり話し合いは一回ではいかんと、まず初めは地図を持って、こういう結果になっているのだから、どう考えるかというので、皆さんの意見をしっかり聞くというところから始める、そうしないと、局長が言うみたいにちょっと先が見えないから、ほっておくのではなく

て、まずはそこで話をして、みんなから意識を高めていくということをしなかったら、多分、また机上のプランになってしまって、地域計画は何やとこういう人が、ほとんどという感じになってしまうのではないかなと、そんなことをしております。

先般資料の決裁が回ってきたのでそれを見たら、丸亀市はモデル地区が綾歌町になっているという、チラッと見まして、何それ何時、それを決めたんやと。事前協議をしてくれということを要望としても出しているのにね。それは何やと思うのでちょっと私も、今年度は農業委員として推進委員として協力できないなど。そんな気持ちで局長の方に、もう最後になるけど、経過をきちんと説明してほしいということを申し入れしたところでございます。

県の経営課が所管しておりますので、その岡崎さんという善通寺市出身の課長さんですが、その人の話を聞いておりますと、まずは、県が主体的に指導して、各市町村で一つだけモデルになる地区を見つけて、そこでやり方を皆さんに勉強してもらって、それを面的に広げていくのだと、そんな話をしておりました。

ですから、今話を聞いて若干無理やりに綾歌町ということを出したのだということでそれはそれで理解しますが、実際にやるようになった時には、私たちがもう一生懸命に調査をした結果が無駄にならないように、できるだけ多くのところで意見交換会の実施をしてもらう。それもワークショップ方式で、日頃だったら、ものを発言できないような人の意見もきちっと集めていくと。

まず1回目、皆さんの意見を聞く、その次にどうするかとか、最低でも2回はしていくと、そういうことで机上のプランにならないように是非していただきたいと思うところでございます。

皆さんの方から、大口さんなんか、発言してください。

●農業委員（大口年昭君）

官地とか道がないところはもう誰も管理できないという実態だったと思うのですよ。農家として、農地を持っている人は、必ず会議に参加して欲しい。やっぱり呼びかけて、集落単位で何とかしようという対策はやっぱり、講じていかないと、それで、それぞれの地域でモデル地域も作っていただいて、一つの事例をしてもらったら、後の農業委員さんとか、土地改良それを含めてね、多くなってくると思うのですよ。

ですから、そういう農家の人からの意見も今から聞いて、引き上げていくような対策も一つでは、農地はずっと残って参っておりますので、そういうふうなことで取り組んでいくのが、やっぱり、大事なのかなと思います。以上です。

●会長（松岡繁君）

推進委員の皆さんも結構ですから、ご意見ありましたらどうぞ。

●推進委員（長岡正一君）

大型のコンバイン・トラクター、これが入らないような田んぼがたくさんあります。そうすると、高齢になって預かるということになっても、土地自体が預かれな

いということになりますので、まずは、道を整備して、機械が入れる体制にしておかなければ、今後、農家が誰かにお願いするとしても、これがお願いできないということで耕作放棄がどんどん増えてしまうことになるのではないかなと私は危惧しております。以上です。

●会長（松岡繁君）

他にございませんか。

もう一点、今、農政協力員が集落で1人だけ作ってもらっております、一時政府、国の方が、米から手を引くという、あとは農協の方でやってくれというようなことになりまして、生産調整も必要ないということで、農政協力員、もうなくそうかということをおっしゃっていましたので、手当を払わなくてもいいから名前だけでも残してほしいということを、私からお願いして、残してもらった経緯があるのですが、こういうこともあろうかと思って、各地域へ出かけて行って話し合い活動するにしたって、田んぼ持っている人全部出てきてくれということにもなりませんので、少なくとも各集落から出ている農政協力員に出てきてもらって、出てくるかどうかは別にして、そういう足がかりのために農政協力員を作ってもらっておりますので、今後もそれをやる時には、それをしっかり活用していただきたいなということをお願いしたいと思います。

それと少なくとも農業者自らが地域計画を作ったのだと、出来てもできなくてもみんなが参画して作ったのだと、そういうプランになるように、ぜひ努力していただきたい。決して机上のプラン、補助金をもらうためのプランにならないようお願いしたい。いうことを申し上げたいと思います。

一応、私たち任期は今日まででございますので、今日のお話をお聞きしたということにしまして、ぜひ一步前に進めるときには、必ず農業委員会、また農業委員推進委員さんに事前協議をしてから始め、進めていただきたいと思います。

一度に農業委員会で意見を出すのではなくて事前に出していただいて、農業委員会としても、役員もおりますので、役員で協議をするなど、そういう段々積み上げ方式をお願いしたいなということを申し上げたいと思います。

何かほかにごございませんか。

●推進委員（長岡正一君）

・・・の土地改良も全部で45町ぐらいあったのが、今、30町ぐらいになって、組合員も94名いたのが、耕作している人が、12人ぐらいになってしまったのですが、大規模に耕作してくれている人が7人ぐらいいるのだけど、そういう人が作ってくれるから我々3年間の間、ある程度田んぼにいて、田んぼに草が生えているので言って草を刈ってもらえないかという話もできるというけども、それが、今日からそれだけでなく、そういう稲を作っている人が、その周辺に農地を集積できて、田んぼができるということを、これから考えて、遠いところについては、手放すのではなくて、草刈するという、そういう格好でいかないと、私の場合も、1町そこそこで後は、5反ぐらい減反しとんやけど、その周辺だけを、近く

で作ってそこで農地が固まっているのでどうにか耕作できているのだけど、そういうふうな、農地をできるだけ固めるという方法で、能率を上げるということを考えてもらうようにして、今残っている人が、もっと続けて農業してもらえるとそういうことが、やっぱり田んぼで会話を交わす上において、非常に大事なあとだと思います。

●会長（松岡繁君）

ありがとうございました。

国の方も、集積、農地を担い手に集めるということだけでなくして、遠く離れている農地を集約するというかね、お互いに法人同士で行為、まとめていくというところにも力を入れておりますし、もう一つは今までは、担い手というのが認定農業者とか法人だけだったのですが、半農半Xという兼業農家、農業やろうと言う人だったらそれも含めるという方向にもなってきておりますので、そういうことも含めて、今後、いろいろと検討する話し合いが必要かなというふうに思います。

もう一つは法人といえども、もう未来永劫じゃなくして、法人の構成員も高齢化して、早く辞めたいという法人も出てきているようでございます。その辺のテコ入れも含めて、今後しっかりこの地域計画を作らないかなというふうに思っております。

●事務局長（谷本孝二君）

地域計画の中でその地域の話し合いの中で、守る農地と守らない農地を区分するよりも、国から指導を受けています。どうしても水の管理が出来ないとか、田んぼの形状が悪いところもありますので、そういうところは、粗放管理でレンゲなど景觀形成作物など植えて、農地の機能を残しながら耕作放棄地にならないようなやり方を地域で取り組むことも考えながら一緒に皆さんで話し合っていくというのが地域計画の中に含まれていますので、長岡委員さんが言われた内容については、その地域の話し合いの中で、地域の農地を誰かがまとめて管理するという話もできるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

農業委員、推進委員を辞めても農家の相談、地域計画をするための話し合い活動の中には、案内があれば入っていけると思いますので、そういうところもぜひ案内をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

造田担当長どうもありがとうございました。

それでは報告連絡事項に移ります。

報告1「定例農家相談会の開催結果」について事務局から報告いたします。

●事務局長（谷本孝二君）

前回の農家相談開催結果についてご報告をさせていただきます。

飯山市民総合センター開催分は6月27日火曜日、大林副会長で、市役所本庁開催分は7月5日水曜日、石井委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は7月10日月曜日、平池議員さんで、午前9時から11時の間で受け付けを行いました。相

談はございませんでした。よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

次に報告２「農政の動きと農業委員会組織をめぐる情勢について」、私の方から簡単に報告をさせていただきます。

緑色の大きな紙でございますが、先月２８日に高松市のホテルパールガーデンで、農業会議の１年に１回の総会がございました。

その時に全国の農業会議所から来賓としてお見えになっておりまして、そこで農政の動きの説明がございました。

その時の資料を、事務局の方でコピーをしていただいたものでございます。

詳しくは説明できませんけれども、今、食料農業農村基本法の見直しが行われているということで、赤く書いてあるのは新しい項目でございまして、岸田総理大臣が、新自由主義からの転換ということを言っております。

これは何かといいますと、安倍政権、菅政権は、効率化一辺倒といいましょうか、そこで大きな農家へ農地を小さな農家から大きな農家へ集積していくのだと。効率化一辺倒のそういうことだったのですが、岸田首相になってからそれを転換するというので、現在の野村農林水産大臣とか、それから森山裕さんという自民党の中の重鎮がおりますが、そういう方々、今の段階ではそういう方々が、その農政を担っているの、今一番良い状況の時だというようなお話をしておりました。

それから右へ行って転換の重点として、①に担い手の規模拡大の推進と、地域農業や農村社会を守るための多様な経営体を支え手として確保すると、そういうことは、今までなかったことでございますが、現体制の中でそういうことが出てきたというようなことでございます。

それから２番目の関連施策の見直し、農地法関係でございまして、改正で下限面積が撤廃されて誰でも農地を買えるというようなことになって、全国的にもいろいろ問題になり、悪質不動産業者なんかが、それをなくなったのを活用しているということも上がってきておるようでございます。

国の方でも、今いろいろと上がってきた問題点を検討しているということでございますが、その中で、３条で農地の取得の申し出があった時に、その耕作者の属性をきちんと点検をするということで、属性とは何かというと、さっき言った悪質な不動産業者なんかで、それを買って転用するとか、農業しない方向にまわしていくとか、そういう不適切な利用がある。

そういう者については、属性をきちっと調べておいて、次の時には許可をしないというようなことも考えているというようなことを言っておりました。

それから何でその下限面積を撤廃したのかということも私もそれ初めて聞いたんですが、農業会議所から来ている人が言うのは、これから農業する人が、だんだんいなくなって、農地がもう荒れてくるだろうと。そういう時に、不測の事態が起こったときに消費者も自ら、自分の食べる分ぐらいは、少し小さな面積でも確保できるようにして作ってもらうというのがあったのではないかなというような話でそんな

こともあったのかなと思ったところでございます。

それから、②の対応、営農型太陽光発電施設、これについても、悪質な業者がいて、計画倒産なんかも含めて、実際に収量が平年の８割なかったらいけないのだけれども、どう見ても８割はないとか、草が生えているとか、そんな状況が見られているので、国の方でも問題になっております。

この辺をきっちり、もうちょっと対応していきたいということで、赤で書いているような内容の説明がございました。

それから３番目に地域計画の策定など、改正農業経営基盤強化促進法の施行ということで、①として意向把握、話し合い、素案策定と、能動的な農地の利用関係の調整と自治体関係機関の協力が地域計画策定の鍵であるということで、農林水産課だけでやれるものではないので、農業委員会、それからＪＡとか土地改良とかそういうところは一体となって進めていくと。その中で、宮崎県はそこに書いてある農業委員・推進委員が進行役となってやっていくと、香川県では、普及センターがモデル地域を決めて、それから始めていくというようなこと。

そういうことがありますというようなことでございます。

それから農業委員の統一の改選でございますが、改選するにあたっては、ひとつ切れ目のない対策をお願いしますということでございます。

そういうことでまた後で見いただければというふうに思います。

報告事項でございますので、以上で報告とさせていただきます。

その他、事務局何かございますか。

●事務局長（谷本孝二君）

ありません。

●会長（松岡繁君）

続いて、農地に関する議題に移りたいと思います。

本日提案の議題を事務局より読み上げを行います。

●事務局長（谷本孝二君）

議案第３４号「農地法第３条第１項の規定による許可申請について」

議案第３５号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」

議案第３６号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」

議案第３７号「農地利用集積計画の決定について」

議案第３８号「非農地証明願について」

議案第３９号「許可後の事業計画変更申請について」

報告事項といたしまして、

報告第１８号「農地法第３条の３第１項の規定による届出について」

報告第１９号「農地法第１８条第６項の規定による通知確認について」

報告第２０号「許可後の取消願について」

以上、ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君）

それでは、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。

位置図と一緒に、ご審議よろしくをお願いします。

議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。

案件は7件です。

1番、柞原町・・・面積1,735㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番、川西町北・・・面積297㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番、郡家町・・・面積142㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

4番、垂水町・・・面積510㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番、土器町西七丁目・・・面積77㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2ページをお開きください。

6番、飯山町東坂元・・・面積5,310㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

7番、飯山町東坂元・・・面積3,734㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する低生産な当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

以上7件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に

従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると見込まれる全部利用効率要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件及び第6号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定等により、全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止事項には該当しない又は、適用されないため、許可相当と考えています。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようですので、採決いたします。

議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から7番の各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第34号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」7件は原案のとおり許可することに決定しました。

次に議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

それでは、3ページをお開きください。

議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。

案件は4件です。

1番、今津町・・・面積510㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成3年頃に造成し、現在まで隣接する宅地と一体利用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、農用地 区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2番、飯野町東二・・・面積70㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和5年3月に農振除外申請がされています。

また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3番、城東町三丁目・・・面積186㎡【議案読み上げ】

この申請地は、平成20年頃造成し、現在まで貸駐車場として利用してきました。

今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを
知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するもので
す。

申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

4番、飯山町東坂元・・・面積 206 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成12年頃造成し、現在まで駐車場として隣接する宅地と一体利
用してきました。今回当該地において、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用
に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地とし
て利用するものです。

申請地は、近隣商業地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

以上5件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていた
だき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基
準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は
無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすもので
あることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対して、
ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1
番から4番の各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第35号「農地法第4条第1項の規定による許可
申請について」4件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達する
ことにいたします。

次に、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議
題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

4ページをお開きください。

議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。

案件は12件です。

1番、今津町・・・合計面積 6,497 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅19棟の建築整備を図るものです。

なお、申請地の一部において、・・・ですが、これまで車両置き場として利用していましたが、今回の申請をもって合わせて無断転用の解消を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 ページをお開きください。

2 番、柞原町・・・合計面積 5,754 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅21棟の建築整備を図るものです。申請地の一部において、農用地区域内農地ですが、令和5年4月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番、川西町北・・・面積 702 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、倉庫の建築及び駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 ページをお開きください。

4 番、川西町南・・・面積 102 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番、飯野町東二・・・面積 399 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6 番、飯野町東二・・・面積 1,248 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅5棟の建築整備を図るものです。申請地の一部において、農用地区域内農地ですが、令和5年3月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7 番、土居町一丁目・・・合計面積 4,549 m²【議案読み上げ】

7 ページにかけてになりますが

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲14区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種中高層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

なおこの案件は、報告第19号の2番に関連します。

8 番、土器町西二丁目・・・合計面積 5,367 m²【議案読み上げ】

8 ページにかけてになりますが、

この案件は、所有権移転売買を行い、分譲住宅21棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9 番、土器町西四丁目・・・合計面積 4,645.43 m²【議案読み上げ】

9 ページにかけてになりますが、

この案件は、所有権移転売買を行い、こども園 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10 ページをお開きください。

10 番、土器町東二丁目・・・面積 638 m²【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

11 番、土器町東二丁目・・・面積 694 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、借家 2 棟等の建築整備を図るものです。申請地は、第 1 種低層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

12 番、綾歌町岡田上・・・面積 385 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上 17 件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。

また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準をすべて満たすものであることから、問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明は終わりました。

この議案の中で、整理番号 9 番の案件につきましては、8 番の高吉委員さんに関する事項でございますので、農業委員議事参与の制限に準じて、8 番高吉委員さんの退席をお願いします。

（8 番高吉委員退席）

それでは議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち、整理番号 9 番について、質疑に入ります。

ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第 36 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」のうち整理番号 9 番の案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第 3 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 9 番の案件については、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。8 番高吉委員の入室を許可します。

(8 番高吉委員入室)

●会長（松岡繁君）

続きまして、議案第 3 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番～8 番、1 0 番から 1 2 番の案件に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君）

特にないようでございますので、採決をいたします。

議案第 3 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番～8 番、1 0 番から 1 2 番の各案件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第 3 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番～8 番、1 0 番から 1 2 番の各案件 1 1 件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

続きまして、議案第 3 7 号「農地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

1 1 ページをお開きください。

議案第 3 7 号「農用地利用集積計画の決定について」です。

1 1 ページから、2 8 ページにかけて記載しております。

申請件数は合わせて 3 3 件、筆数 6 7 筆、面積 67,719.00 m²です。

詳細は、表のとおりとなっています。

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項等の要件を満たしているものであり、問題ないものと考えております。ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第 3 7 号「農地利用集積計画の決定について」3 3 件について、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第 3 8 号「非農地証明願について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

29ページをお開きください。

議案第38号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、土器町東二丁目・・・面積13㎡【議案読み上げ】

申請地は、以前から農道として使用されております。

以上1件、丸亀市非農地事務処理要領における、認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えております。

ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第38号「非農地証明願について」1件について、原案どおり処理していくことにいたします。

次に、議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君）

30ページをお開きください。

議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、綾歌町富熊・・・合計面積3,536.59㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年5月28日、花崗土採取後農地造成を図る計画で、農地法5条の一時転用許可を受けておりましたが、綾川町部分に新たに事業用地を編入するため併せ利用地を記載のとおり拡大するため、事業計画を変更したいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君）

議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君）

ご異議ないようですので、議案第39号「許可後の事業計画変更申請について」1件は、許可相当として、委員会意見書を添付の上、県へ進達することにいたします。

それでは報告事項に入ります。

報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」

報告第20号「許可後の取消願について」は、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君）

31ページをお開きください。

報告第18号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。
報告は2件です。

1番、垂水町・・・合計面積4,802㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和4年10月15日、相続により農地を取得したものです。
委員会によるあっせん等の希望はございません。

2番、綾歌町富熊・・・合計面積5,276㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和5年5月26日、相続により農地を取得したものです。
委員会によるあっせん等の希望はございません。

続いて32ページをお開きください。

報告第19号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。
報告は2件です。

1番、山北町・・・面積735㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止するため、
賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番、土居町一丁目・・・合計面積1,595㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、転用のため、賃貸人主
導により離作補償なく合意解約するものです。なお議案36号7番で説明したとお
りです。

33ページをお開きください。

報告第20号「許可後の取消願について」です。

報告は1件です。

1番、綾歌町栗熊西・・・面積91㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成11年5月26日に、車庫兼物置の建築整備を図る計画で、農
地法第5条第1項の規定により、所有権移転の許可を受けておりますが、転用計画
中止のため、農地法5条の規定による許可の取消願を行うものです。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君）

説明が終わりました。ただ今の報告事項について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ないようでございますので、以上を持ちまして、7月総会の議案審議並びに報告
事項はすべて終了しました。これをもって閉会といたします。

最後に皆さんから一言だけと言いたいところでますが、たくさんいらっしゃいま
すので。農業委員さんから一言だけ長話にならないようお願いし、あと推進委員
で残られる方が6名いらっしゃいますので、一言お願いしたいと思います。

私から左回りをお願いします。

●副会長（宮武雅毅君）

3年間お世話になりました。ありがとうございます。顔をある程度分かっても
らっていますので、町であったときには、こんにちはということで、挨拶ぐらひは、

できたらと思います。以上です。

●副会長（大林孝行君）

コロナの関係で、皆さん方の名前も十分覚えられないまま３年間過ぎてしまいましたので、非常に残念に思っております。

私もちょっと、最近体調を崩しておりまして、少し休んで元気出さないとしけないかなと思っております。ありがとうございました。

●農業委員（大西貴久君）

３年間ありがとうございました。いろいろ勉強さしてもらいました。

私は来期からまた引き続き農業委員の方をさせていただきますので、皆様のお力が必要になる時があるかもしれませんので、また、その時はよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

●農業委員（尾野弘季君）

私は、２期務めさせていただきまして６年間務めてまた、来期も３期目ということで、引き続き残られる方はよろしくお願いします。また、辞められる方も今後ともよろしくお願いします。以上です。

●農業委員（石井廣喜君）

私も２期務めまして、たいしたこともできませんでしたが、大分勉強に、いろんなことが勉強になりました。どうも、６年間ありがとうございました。

●農業委員（横井英明君）

私は１期、３年で終了することになりました。これからまた、農業関係で市それから県でいろんなやり方があると思いますので、協力できるところはまた協力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

●農業委員（葛原忠嗣君）

どうも３年間ありがとうございました。また、どこかで見かけたら声をかけてください。ありがとうございました。

●農業委員（大口年昭君）

大口です。もうこの立場も今日で終わりです。ありがとうございました。

確認と要望事項をお願いしたいと思うのですが、一つ確認といたしましては、他の市町村の広報等で周知をされているのですが、遊休農地が出れば、固定資産税の増額対象となりうるのか。丸亀市はどのようなになっているのかをお知らせください。それから、課税対象となります農道についてですが、現況を税務課が確認されているようですが、田んぼの入り口と宅地が隣接している場合は、宅地とみなされるというようなことで、農家と市との言い分が食い違いまして、議論があったと聞いております。税務課はですね、本人と確認することは、農業関係の行政と協議をして、農道の役割を理解して、指導するようにお願いしたいなと思います。

それから、要望事項につきましては、特に農振条例につきましては苦情が非常に多いです。地元の意見を十分聞いて欲しいというのがお願いです。

この場合は、委員会決議になっておりますので重要視して欲しいのですが、この

場合、農業委員に話がありましても、図面や関係書類ありません。土地改良の方には、そういった資料がいつていると思いますので、農業委員と土地改良区が共用できるような対応をして、問題がないような対応をして欲しいなと思います。

それから遊休地の関係については、農業委員会から県の農地機構の方に移行されておりますが、今、受け手について農家の方の苦情があって、話をするのですけれどもなかなか上手くいつてない現況じゃないかと思います。特に、今日お話のあった守る農地と守らない農地が出て参りますと、これはもう大変なことだと思います。

農振除外の問題まで発展していくのではないかなと思います。そういうことが広まりますと、土地改良の賦課金の問題まで、意味がないかなというふうに私は心配をしているのですが、そういう守る農地守らない農地を分けなきゃいけないというところに、問題点があるのではないかなと思います。

以上、ありがとうございました。

●農業委員（高吉和博君）

8番の高吉です。私は6年間やってきまして、今年、今回でもう終わりになります。3年間はコロナでいろいろありましたけど、町で見かけたらまた声かけてやってください。ありがとうございました。

●農業委員（久米彰義君）

6年間お世話になりました。ありがとうございました。

●農業委員（松岡正雄君）

綾歌町の松岡です。3年間、農業委員やらせてもらいましたが、どうも皆さんお世話になりましてありがとうございます。

その中で、感じたことですが、前回の農業委員会でも、データが出ていましたが、丸亀市の農業従事者の高齢化率が83%、それから3反から5反の耕作は70%超えということで、これからますます耕作放棄地ができると思います。我々卒業するのですが、次の農業委員さん、推進委員さん本当に大変だろうと思います。

また、よろしくお願いします。

●農業委員（平池収君）

3年間お世話になり、ありがとうございました。

なかなか、アンケートや農地パトロールで大変なこともありましたけど、無事終わることできて、ほっとしております。今後ともよろしくお願いします。

●農業委員（谷本公紀君）

13番谷本です。3年間どうもありがとうございました。

それと一つ提案なのですが、農業委員される方、認定農家の方で忙しい方がいっぱいいらっしゃると思うので例えば、農家相談とかもう少し効率化というかそういうのを考えてもらえたらいいと思います。よろしくお願いします。

●農業委員（登倉賢仁君）

14番登倉です。3年間でしたが、非常に勉強になりました。

今回の議題の中にもありましたが、非常に宅地化が進んでおります。宅地化が進

みますと、大雨が降るとその排水で周辺の川が溢れて浸水するというふうなことも考えられます。そういうことで、現地調査の時は十分に排水のことも考えて、許可の時に水路の確認を行っていただきたいと思います。以上です。

●農業委員（松下孝江君）

3年間お世話になりました。

中立委員として務めさせていただいたのですが、何の役にも立ってない感じがずっとしていて、それでもまた、来期もお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

私も農業委員として9年間、会長として6年間、自分の能力の範囲内で頑張ってきたつもりでございます。

いろいろご協力いただいて本当ありがとうございました。

推進委員で、今度農業委員で残られる方、内田さん、松永さん、竹田さん、それから推進委員として残られる方、元木さん、坂井さん、喜來さん、6名でございます。

内田さんから一言。

●推進委員（内田久夫君）

3年間お世話になりまして、6年間ですかね。

今度農業委員になりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君）

松永さんお願いします。

●推進委員（松永哲之君）

私も3年間お世話になりました。また引き続いて、農業委員として、またお世話になります。いろいろまたご指導よろしくお願いします。ありがとうございます。

●会長（松岡繁君）

竹田さんお願いします。

●推進委員（竹田久義君）

竹田です。推進委員の3年間というのは、ほとんど何もわからずにやってきたという状況でした。なおそれから農業委員をやらないといけないと、まだ負担が大きくなるのだろうか、責任も大きくなるのだろうか、というふうに考えています。

今から、よろしくお願いしたいと思います。

●会長（松岡繁君）

引き続き推進委員として残られます元木さんお願いします。

●推進委員（元木繁雄君）

3年間ありがとうございました。なんか勉強にすごくなりましたので、またあと3年頑張っていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

●会長（松岡繁君）

それでは坂井さんお願いします。今日欠席だそうでございます。

●会長（松岡繁君）

喜來さんお願いします。

●推進委員（喜來聖則君）

3年間お世話になりました。これからまた、3年間勉強しながら前向いて進んで行きたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

●会長（松岡繁君）

皆さん大変ご苦勞さんでした。今後のそれぞれ、また各地域でご活躍され、またご健勝でありますことを祈念しまして、閉会といたします。

本当にご苦勞さまでした。

事務局から通知事項を申し上げます。よろしくお願いします。

●事務局長（谷本孝二君）

お疲れのところすいません。先月の委員会でも、総会でもお話をいただきましたが、今回退任される方についてゼンリンの地図ですとか、帽子・腕章・ゼッケン等、返却の方お願いします。入口の横に箱を置いていますので、箱の中に置いて帰っていただけたらと思います。あと活動記録セットについてもご提出の方よろしくお願いします。あと活動記録簿、記入されている方も一緒にご提出の方お願いします。

先月も言いましたがお渡ししていますテキストなりバッグについては、そのまま使いいただいて結構です。

最後になりましたが、委員の皆様には大変お世話になりました。

コロナ等で研修会ができない中で知識がなかなか身につかない状況の中で、地元等の苦情なりいっぱい聞いていただいて、いろいろ調整いただきまして本当にありがとうございました。

また毎年の農地パトロールにつきましては大変お世話になりました。

皆さんのおかげで、遊休農地、他市は、だんだん増えているのですが、丸亀市においては、少しずつ減っています。農地にも少しずつですが、戻っています。これは皆様方のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。

最後に事務局からお願いですが、今回引かれる方につきましては次の委員さんに是非とも地域の状況ですとか課題とか、そういったものを引き継いでいただいて、次の農業委員さんがスムーズに活動ができるような体制をしていただけたらありがたいと思いますのでよろしくお願いします。

委員の皆様につきましては、今後地域での農業の第一人者としてご活躍をされることをお祈りいたしまして事務局からのお礼の挨拶とさせていただきます。

3年間、どうもありがとうございました。

本当にありがとうございました。

（午前10時45分終了）